

「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」平成30年度の実施状況 (H31. 2-3)

1 いじめの認知

【いじめに対する理解の深化】

- いじめに対する意識調査の実施（教員・保護者）
⇒実施内容、実施方法の検討
- 入学式や学年度の開始時に学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る取組の促進
⇒入学式等において自校のいじめ防止基本方針を説明するよう学年始めの取組に関する通知を发出 (H31. 3)
- 啓発事業の重点期間の検討
⇒北海道いじめ問題対策連絡協議会において、道内におけるいじめの防止等の機運醸成を図るための啓発事業の重点期間や期間中の取組内容について協議 (H31. 2)

【いじめの積極的な認知に向けた取組の充実】

- 研修の準備
⇒いじめとして認知すべき事例に関する研修資料作成の準備
- アンケート結果の検証に資する資料の作成・配付
⇒※「北海道いじめ防止基本方針のポイント」に、アンケート調査や個人面談を含めたいじめの認知の流れを示し、学校に配付

2 いじめの未然防止

【生徒理解の充実にに向けた取組】

- 子ども理解支援ツール「ほっと」の更新
⇒最新版を作成し公開 (H31. 3)

【学校全体（組織）の取組】

- 各種研修会等における教育課程の改善に向けた指導助言
⇒全道生徒指導連絡協議会において、各管内で行われる研修の実施内容について、協議を実施
- 道教委が作成した「いじめ未然防止モデルプログラム」の改善・充実
⇒「北海道いじめ防止基本方針のポイント」に「いじめ未然防止プログラム」の作成について記載するとともに、プログラムの改善作業の進め方について検討

【教科・特別活動における取組】及び【児童・生徒会における取組】

- 児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組やいじめを自分のこととして捉え、考え議論する取組の促進
- 「どさんこ☆子ども全道サミット」において、いじめの防止等に向けた主体的な取組のリーダーとなる児童生徒の育成
⇒※「北海道いじめ防止基本方針のポイント」に、児童生徒が参加・活躍できる授業づくりや集団づくりについて記載し、学校に周知
⇒「どさんこ☆子ども全道サミット」を実施するとともに、各学校における取組の参考となるよう「平成30年度どさんこ☆子ども全道サミット報告書」を作成し、学校に配付 (H31. 3)

【部活動における取組】

- いじめの重大事態調査報告書の指摘を踏まえ道教委が発出した通知や「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた取組の推進
⇒生徒指導担当指導主事等研修会において、部活動内を含むいじめの防止に向けた取組についての協議を実施

3 いじめの早期発見

【日常的な見守りの実施】

- いじめの早期発見のためのチェックリストの作成・配布
⇒※北海道いじめ防止基本方針のポイントに、いじめの早期発見に向けたチェックリスト（例）を掲載し、学校に配付

【教育相談体制の充実】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割や活動などを周知
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内研修会の講師としての派遣
⇒※スクールカウンセラーガイドライン及びスクールソーシャルワーカーガイドラインを作成し、学校に配付するとともに、校内研修等の講師として、北海道スクールソーシャルワーカーを派遣（9回）

4 いじめの対応

【組織的な対応】

- 「学校いじめ対策組織」の役割について、教職員、児童生徒及び保護者の理解を深めるための取組の促進
⇒※北海道いじめ防止基本方針改定版パンフレットや北海道いじめ防止基本方針のポイントに、「学校いじめ対策組織」の役割、学校や家庭の責務、地域等の役割を掲載し、学校や保護者に配布
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内研修会の講師としての派遣
⇒スクールカウンセラーガイドライン及びスクールソーシャルワーカーガイドラインを作成し、学校に配付するとともに、校内研修等の講師として、北海道スクールソーシャルワーカーを派遣（9回）（再掲）
- コミュニティ・スクールなどにより学校と家庭・地域等が連携・協働し子供たちを見守る体制づくりの促進

【外部人材の活用】

- 外部専門家チームの活用に向けた資料を作成、配布するなど、各学校における積極的な活用の促進
- 外部人材の効果的な活用に関する研究・調査を行う指定事業の計画の立案
⇒※「北海道いじめ防止基本方針のポイント」に、外部人材の活用の重要性について記載し、学校に周知
⇒※北海道いじめ問題等解決外部専門家チーム全道連絡協議会において実践紹介や効果的な活用について協議の実施
⇒外部人材の効果的な活用に関する研究・調査を行う指定事業実施に当たっての準備
⇒生徒指導連絡協議会において弁護士を講師として研修を実施

5 いじめ重大事態への対応

【再発防止のための取組の充実】

- いじめの重大事態調査報告書における提言に係る進捗状況の把握、審議会への報告
- 重大事態発生学校における訪問、指導助言
 - ⇒※重大事態発生校における再発防止に向けた取組状況の把握及び指導助言のため定期的に指導主事が訪問
- いじめの重大事態調査報告書を踏まえた研修資料の作成
 - ⇒※いじめ重大事態調査報告書を踏まえた研修資料の内容を検討

【適切な調査の実施と支援】

- 標準的調査手法のまとめ
- 調査組織設置市町村や私立学校における調査支援
 - ⇒※いじめ調査部会において標準的調査手法を検討

6 その他必要ないじめの防止等対策

【未策定市町村に対する必要な支援】

- 地方いじめ防止基本方針策定に当たっての留意事項等資料の作成・配布
- 未策定市町村に対する策定に向けた指導助言
 - ⇒地方いじめ防止基本方針策定に当たっての留意事項等に関する資料の内容を検討
 - ⇒※未策定市町村に対する指導助言の実施

（「※」 については、継続した取組）